

軽自動車税額を改正します

●問合せ先 税務課市民税係 ☎72-2111 (内線124・125)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、4月1日から軽自動車税の税額を下表のとおり改正します。

車 種 区 分					改正前	改正後
軽自動車	三 輪	平成27年4月1日以後に 初めて車両番号の指定を受ける車両			3,100円	3,900円
	四輪以上	平成27年 4 月 1 日以後に 初めて車両番号の指定を 受ける車両	乗用	自家用	7,200円	10,800円
				営業用	5,500円	6,900円
			貨物	自家用	4,000円	5,000円
				営業用	3,000円	3,800円

※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両は税額の変更はありません

軽自動車税の税率の特例(重課)【平成28年度から】

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課分が加算されます。平成28年4月1日からは下表の税率(年額)区分が適用されます。

車 種 区 分				改正後
軽自動車	三輪			4,600円
	四輪以上	乗用	自家用	12,900円
			営業用	8,200円
		貨物	自家用	6,000円
			営業用	4,500円

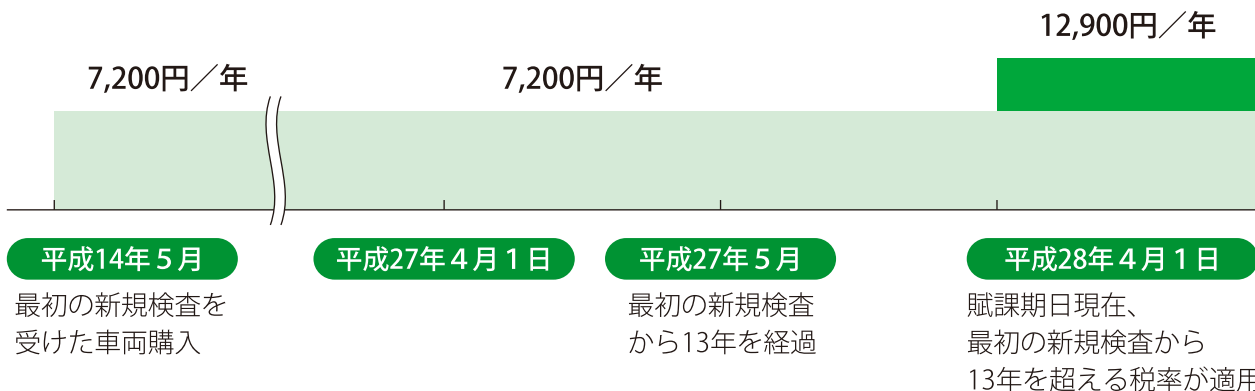
※ただし、燃料の種類が「電気・天然ガス・メタノール・ガソリンと電力併用」の軽自動車および被けん引自動車は除きます

※初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています

例 平成14年5月に軽四輪乗用自家用車を新車で購入した場合

平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査を受けた軽自動車に該当するため、平成27年度からの軽自動車税は引き続き年額7,200円となります。

しかし、最初(新車)の新規検査を受けた月から起算して13年を経過した翌年度である平成28年度以降は、重課税率が適用され、年額12,900円となります。



軽自動車等の申告はお早めに！

新たに軽自動車等の使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合、下記の手続き先で手続きする必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も手続きが必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更等がある場合は早めに手続きしてください。下表の「手続きに必要なもの」は標準的なものなので、詳しくは手続き先にお問い合わせください。

車 種	手続き・問合せ先	手 続 き に 必 要 な も の		
		廃 車	名 義 変 更	住 所 変 更
125cc以下のバイク、ミニカー、乗用田植機、コンバイン、トラクター等	税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125	・ナンバープレート ・印鑑	・ナンバープレート ・印鑑 ・譲渡(販売)証明	・ナンバープレート ・印鑑
軽 自 動 車	軽自動車検査協会 久留米支所(久留米市上津町2199-45) ☎050-3816-1752	・ナンバープレート2枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号	・ナンバープレート2枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート2枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の(新住所が記載された)住民票
125ccを超え、250cc以下のバイク	全国軽自動車協会 連合会久留米分室 (久留米市上津町2199-46) ☎21-8893	・ナンバープレート1枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証(管轄外の地区等で手続きをする場合は、住民票・印鑑も必要)	・ナンバープレート1枚※ ・新・旧使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・使用者の(新住所が記載された)住民票または印鑑証明書
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所(久留米市上津町2203-290) ☎050-5540-2081	・ナンバープレート1枚 ・所有者の印鑑 ・車検証	・ナンバープレート1枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の(新住所が記載された)住民票
1 ※印のついているナンバープレートは、他の地域のナンバーの場合に必要 2 手続きに必要な住民票は、3か月以内に交付されたもの				

トラクター・田植機などの登録はお済みですか

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。これらは、市へ登録することが義務付けられています。

該当する車両を取得した人(法人)または現在未申告の車両を所有している人(法人)は、速やかに軽自動車税の申告手続きをしてナンバープレートの交付を受けてください。

小型特殊自動車	農耕作業用自動車	農地の耕作や農作物の運搬などに使用する目的で製作された自動車。乗用装置を備えている農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車などで最高速度が時速35キロメートル未満のもの
	その他(農耕作業用以外)	フォーク・リフトやショベル・ローダなど。長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.8メートル以下で最高速度が時速15キロメートル以下のもの